

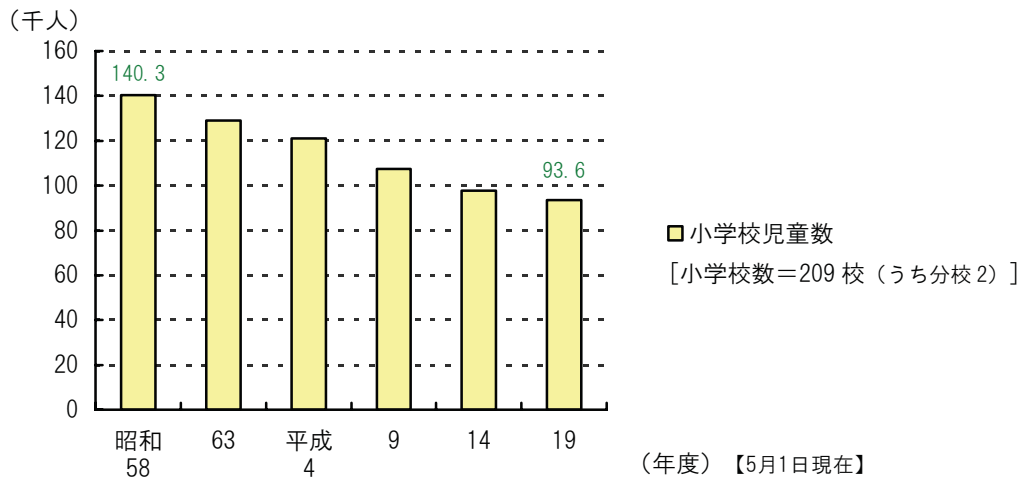
1 子どもの状況

① 小学校の児童数など

札幌市の小学校の児童数は、昭和 58 年度（1983 年度）の約 14 万人にピークに、少子化の進行によって減少の一途をたどり、平成 19 年度（2007 年度）には約 9 万 3 千人とピーク時より約 4 万 7 千人少なくなっています。

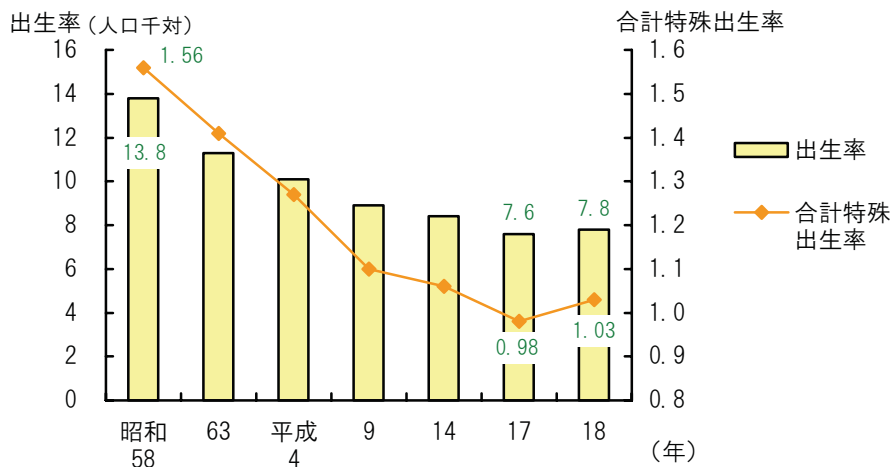
なお、出生率も、低下傾向を続けており、平成 18 年（2006 年）には 7.8 となっています。

● 市立小学校の児童数の推移 ●



<資料>札幌市教育委員会総務部

● 出生率と合計特殊出生率の推移 ●



<資料>札幌市保健所「札幌市衛生年報」

② 子どもの日常

小学校低学年（1～3年生）の子どもの放課後の日常的な過ごし方は、16時までは「学校や公共施設」「公園など」で過ごす割合が高くなっています。

18時以降は、概ね90%の子どもは「家で保護者などと一緒に」過ごしていますが、約3%の子どもが20時まで「家で子どものみ」で過ごしています。

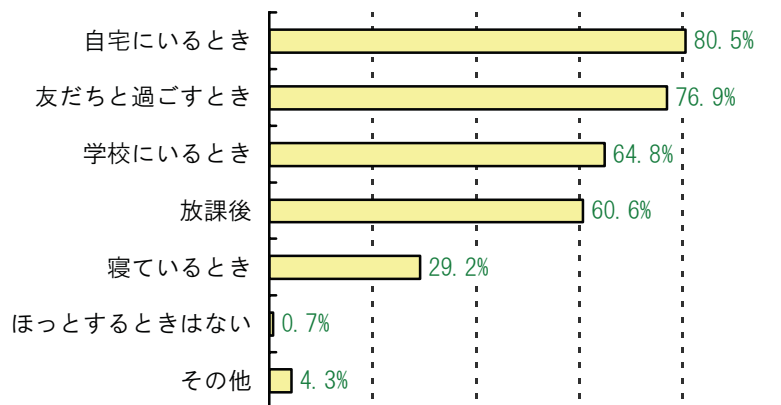
次に、子ども自身が感じる「楽しく、ほっとする時」は、「自宅にいるとき」が80%以上と最も高く、次いで「友だちと過ごすとき」となっています。

● 放課後の日常的な子ども（小学校1～3年生）の過ごし方 ●

	(%)			
	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学校や公共施設	24.9	2.2	0.3	0.3
放課後児童クラブや地域活動	11.1	11.3	0.3	0.3
家で保護者と一緒に	21.6	46.9	90.1	91.8
家で子どものみ	2.0	4.7	3.1	1.1
公園など	33.6	18.0	-	-
学習塾など	3.8	13.5	0.8	0.1
その他	2.9	3.3	2.3	6.6

<資料>札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年)

● 楽しく、ほっとする時 ●



<資料>札幌市子どもの権利条例制定検討委員会中間答申書別冊(平成17年)

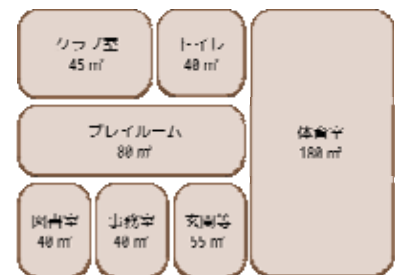
2 総合的な放課後対策の実施状況 ～「放課後子どもプラン」事業の一体的実施～

① 児童会館事業

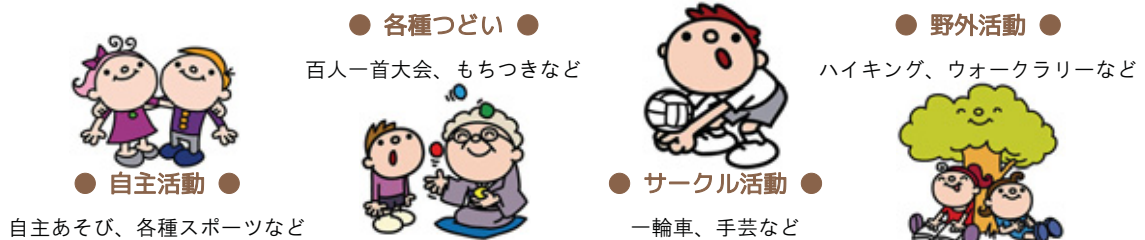
児童会館は、子どもの文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童厚生施設で、高校生以下の子どもたちの放課後生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における子どもの交流をより一層深めることを目的としています。

現在、児童会館は104館を数え、1中学校区に1児童会館を基本とした整備計画は既に達成しています。なお、このうち、99の児童会館において、留守家庭の低学年の子どもを対象とした「児童クラブ」を開設しています。

児童会館の規模は、昭和57年度(1982年度)から、敷地1,200㎡に建物480㎡を標準とし、施設内容としては、体育室、図書室、プレイルーム、クラブ室のほか、事務室などがあります。このうち、クラブ室は、「児童クラブ」の子どもへの優先利用スペースとしています。



児童会館では、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っており、国の「放課後子どもプラン」を構成する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施しています。



● 児童クラブへの配慮 ●

○指導員

児童クラブ担当指導員が、児童クラブに登録している子どもに関わる業務を主に担当するほか、児童会館すべての指導員により、きめ細やかな目配りを行っています。

○活動スペース

一般利用の子どもと同様、児童会館施設を利用しますが、「クラブ室」の優先利用ができます。

○学校からの帰宅

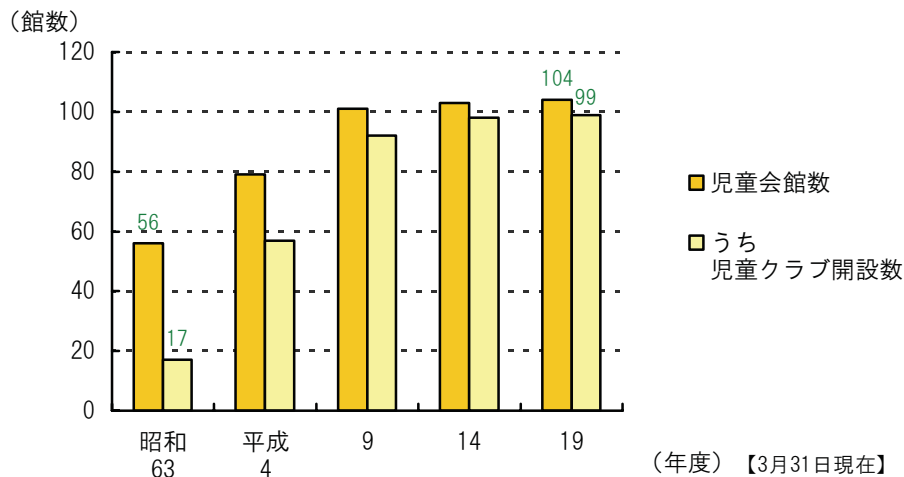
児童クラブに登録している子どもは、学校から直接児童会館に来館し、児童会館内にある「カバン棚」にランドセルを置きます。

また、「れんらくちょう」を利用して、保護者との連絡調整や出欠の確認などを図っており、出席予定の子どもが来ない場合は、保護者や学校などと連絡を取り、所在を確認しています。

● 児童会館数の推移 ●

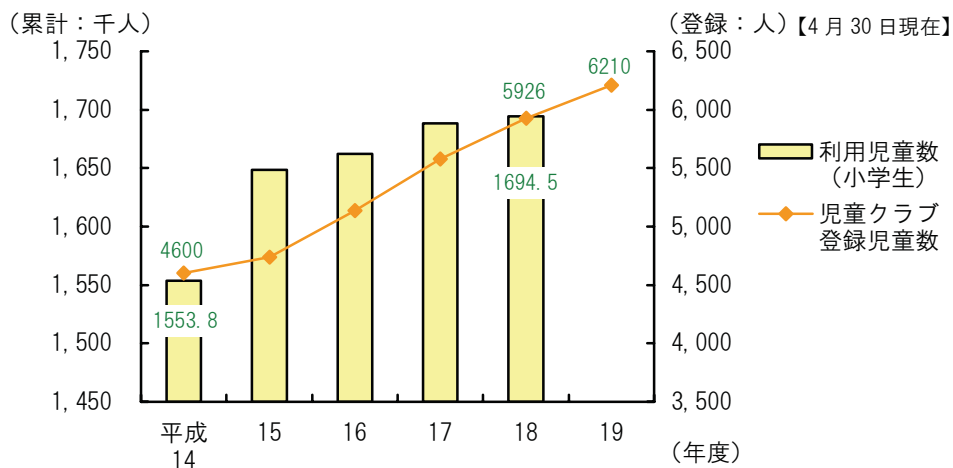
児童会館の数は、平成9年度（1997年度）には「1中学校区1児童会館」の整備計画を概ね達成しており、以後、地理的条件や中学校の新設などにあわせて新設してきました。

また、児童クラブについても、平成元年度（1988年度）からすべての児童会館での開設を目指して整備を進めてきた結果、児童会館が狭く「クラブ室」の確保が難しい5つの児童会館を除いて、すべて開設しています。



● 児童会館の累計利用児童数などの推移 ●

年度別の児童会館の利用児童数の累計は増加を続けており、特に、児童クラブの登録児童数については、小学校の児童数が減少しているにもかかわらず、平成14年度（2002年度）の4,600人と比べ、平成19年度（2007年度）には6,210人と、約1.4倍にも増加しています。



② ミニ児童会館事業

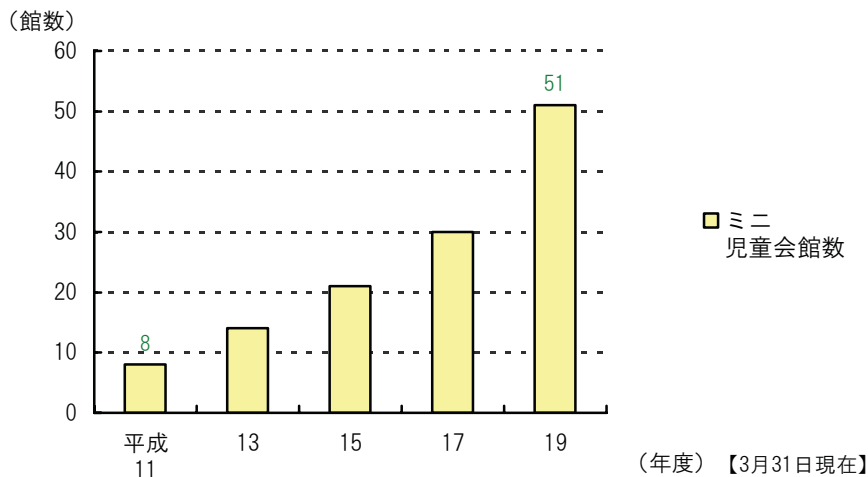
平成9年度（1997年度）から整備を進めているミニ児童会館は、児童会館が利用しづらい地域の小学校の余裕教室などを活用し、当該小学校のすべての子どもを対象として児童会館と同様の事業を行っており、すべてのミニ児童会館で「児童クラブ」を開設しています。

平成18年度（2006年度）末までに40のミニ児童会館を開設、平成19年度（2007年度）には新たに11館を整備し、平成20年（2008年）4月には合計51館となります。

なお、ミニ児童会館においても、国の「放課後子どもプラン」を構成する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施しています。

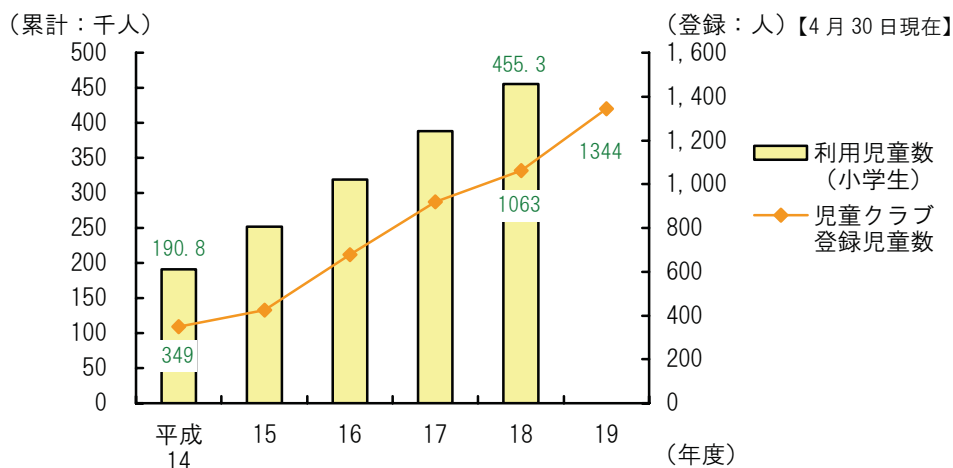
● ミニ児童会館整備数の推移 ●

年に4か所程度のミニ児童会館を計画的に整備してきました。



● ミニ児童会館の累計利用児童数などの推移 ●

年度別の児童会館の利用児童数の推移と同様、ミニ児童会館の利用児童数の累計は増加し続けており、特に、児童クラブの登録児童数の増加が目立っている状況です。



3 その他の放課後対策の実施状況 ～「放課後子どもプラン」関係事業～

① 地域活動推進事業

学校・家庭・地域の連携、協力を推進し、地域の教育力の向上や開かれた学校づくりを促進するために実施している地域活動推進事業は、地域の大人同士だけでなく、子どもと大人との交流なども行うことで、地域ぐるみで子どもの健全な育成に努めています。

● 地域活動推進事業の構成(抜粋) ●

○学校・地域連携事業

学校を拠点として、PTAなど学校で活動する団体や町内会など地域で活動する団体などが運営委員会を組織し、学校・家庭・地域が一体となった地域活動や学校教育支援などを実施しています。

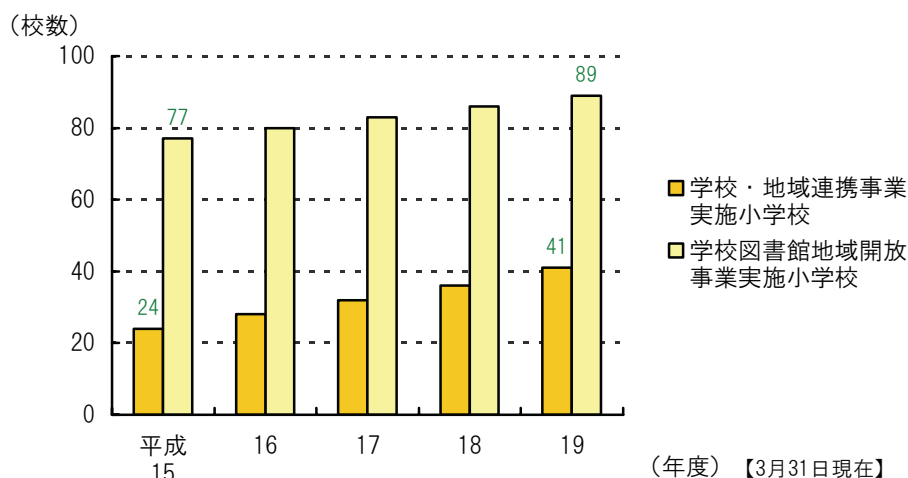
子ども向けには、放課後や休日、総合的な学習の時間などにおける、社会体験活動や世代間交流などのプログラムの企画実施などを行っています。

○学校図書館地域開放事業

学校の図書室を開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにするとともに、読書を通じて、子どもと大人、大人相互の交流の場を広げています。

多くの学校では、週3回13時から16時まで開放しています。活動は、開放司書を中心としたボランティアが、図書の貸出しや選定をはじめ、読み聞かせや大型紙芝居などを利用した子ども向け行事の実施のほか、講演会などの大人向け行事も行っていきます。

● 地域活動推進事業実施数の推移 ●

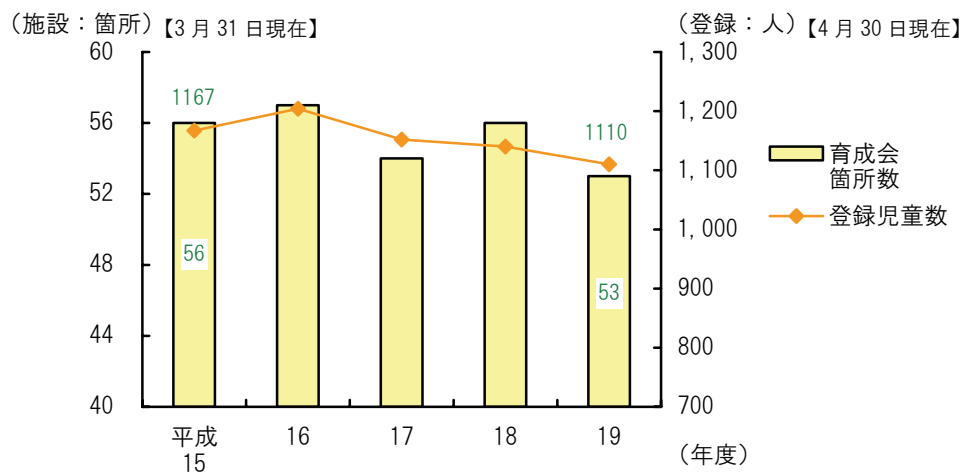


② 民間の児童育成会への助成

留守家庭の子どもの居場所のひとつとして、地域の児童育成関係者や父母などで構成された育成委員会が実施している民間の児童育成会に対し、多様な市民ニーズに応えるものとして一定の役割を果たしていることから、留守家庭の低学年の子どもの人数など一定の要件を満たした場合に助成金を交付しています。

● 民間の児童育成会数と登録者数の推移 ●

児童育成会の箇所数は毎年度多少の増減はあるものの、登録児童数は横ばい状態が続いています。



③ その他の活動

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもたちの発達段階に応じた多様な体験機会を提供しています。

4 総合的な放課後対策における課題

① 居場所がない小学校区への対応

児童会館やミニ児童会館がない小学校区や、民間の児童育成会はあるが、留守家庭ではない子どものための居場所がない小学校区が多くあります。

そのような小学校区にも、児童会館までの距離や子どもの数、地域ニーズなどを勘案し、ミニ児童会館を新たに整備するなど、小学校のすべての子どもたちが安全で安心して放課後などを過ごすことができる場所を確保する必要があります。

② ミニ児童会館の整備の促進

ミニ児童会館の整備は、小学校の余裕教室の発生状況を見ながら整備を進めてきていますが、近くに児童会館がなく、また、小学校の児童数も多いためミニ児童会館整備の必要性が高い地域の小学校には、余裕教室がない小学校もあります。

そのような小学校には、余裕教室の活用以外の整備手法を検討する必要があります。

③ 児童クラブの大規模化の解消

小学校の児童数が減少しているにもかかわらず、児童クラブの登録児童数は増加していることから、児童会館によっては児童クラブが大規模化しているところがあります。

厚生労働省では、子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、登録児童数が71人以上の大規模な児童クラブの分割を行うなど、適正な人数規模への転換を促進しており、札幌市においても、ミニ児童会館の整備を進め児童クラブを開設することにより、大規模化している児童クラブを解消する必要があります。

④ 学校や地域との連携の促進

子どもたちが健やかに育つためには、学校・家庭・地域が一体となった活動を行うことが重要です。

したがって、利用する子どもの家庭はもちろんのこと、学校や地域の人たちに、これまで以上に児童会館やミニ児童会館の存在や役割を知ってもらい、学校や地域とともに、子どもの健全育成に関する取組を進めていく必要があります。

⑤ 学習機会を提供する取組の充実

児童会館やミニ児童会館では、遊びを中心とした健全育成を図っていますが、子どもたちの人間性をより豊かに育むためには、学びにも着目し、学ぶ意欲がある子どもたちに学習の機会を提供することが必要です。

したがって、児童会館やミニ児童会館でも、遊びの要素を取り入れた学びの場の提供を行うなど、学ぶ意欲がある子どもへの対応を充実する必要があります。